

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会 第4回会議（書面表決） 次第

日時 平成27年12月15日(火)
(書面表決回答提出期限日)

1. 議 案

- ・協議会規約の改正について
- ・協議会構成員、会議構成員、部会構成員の新規追加について

2. 送付資料

《会議資料》

- ・会議構成員名簿、協議会構成員名簿 【資料1】
- ・協議会規約、会議運営要綱 【資料2】
- ・協議会規約改正(案) 【資料3】
- ・協議会構成員(案) 【資料4】
- ・会議構成員(案) 【資料5】
- ・部会構成員(案) 【資料6】

《参考資料》

- ・協議会規約新旧対照表 【参考1】

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
構成員名簿

資料 1

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
あ べ しん ぞう 安 倍 晋 三	内閣総理大臣	(会長)
いし ば しげる 石 破 茂	地方創生担当大臣	(会長職務代理者)
いし い けい いち 石 井 啓 一	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
お がわ ひろし 小 川 洋	福岡県知事	
たか しま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	
◇民間事業者等		
うり う みち あき 瓜 生 道 明	九州電力株式会社 代表取締役社長	
あお やぎ とし ひこ 青 柳 俊 彦	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	
にし むら まつ じ 西 村 松 次	株式会社九電工 代表取締役社長	
くら とみ すみ お 倉 富 純 男	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役副社長	
にし むろ たい ぞう 西 室 泰 三	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長	
えの もと いち ろう 榎 本 一 郎	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
◇独立行政法人		
かみ にし いく お 上 西 郁 夫	独立行政法人 都市再生機構 理事長	
◇エリアマネジメント団体等		
あそ う ゆたか 麻 生 泰	福岡地域戦略推進協議会 会長	
たか さき しげ ゆき 高 崎 繁 行	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか むら こう じ 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
ほん ごう ゆずる 本 郷 譲	博多まちづくり推進協議会 会長	

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会

会議構成員名簿

(第4回 平成 27 年 12 月 15 日開催)

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
さ さ き もと い 佐々木 基	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）	
す ず き ひろ ゆき 鈴 木 弘 之	国土交通省九州地方整備局 局長	
た け だ こう ぞう 竹 田 浩 三	国土交通省九州運輸局 局長	
◇地方公共団体		
やま さき たけ のり 山 崎 建 典	福岡県副知事	
たか しま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	(議長)
◇民間事業者等		
やくしんじ ひで おみ 薬真寺 偉 臣	九州電力株式会社 取締役常務執行役員	
ほん ごう ゆずる 本 郷 譲	九州旅客鉄道株式会社 専務取締役	
いし ばし かず ゆき 石 橋 和 幸	株式会社九電工 取締役常務執行役員	
し みず のぶ ひこ 清 水 信 彦	西日本鉄道株式会社 取締役執行役員	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役副社長	
そ だ たつ お 夫 曾 田 立 夫	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役副社長	
えの もと いち ろう 榎 本 一 郎	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
◇独立行政法人		
うち やま しょう ご 内 山 省 吾	独立行政法人 都市再生機構 九州支社長	
◇エリアマネジメント団体等		
はし だ こう いち 橋 田 紘 一	福岡地域戦略推進協議会 都市再生部会長	
たか さき しげ ゆき 高 崎 繁 行	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか むら こう じ 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
はら まき よし ゆき 原 槇 義 之	博多まちづくり推進協議会 事務局長	

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 福岡県知事
- 三 福岡市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

(協議会の会長)

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

(会議の構成)

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 福岡県知事
- 三 福岡市長
- 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者

等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者

- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年3月28日から施行する。

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議運営要綱

(趣旨)

第一条この要綱は、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）

第十四条第二項に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会会議（以下「会議」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議結果の公表の基本方針)

第二条規約第八条第五項に規定する公表については、会議終了後すみやかに会議資料、会議要旨に関して福岡市公式ウェブサイトへ掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約(案)

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画及び法第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 福岡県知事
- 三 福岡市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

(協議会の会長)

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

(会議の構成)

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 福岡県知事
 - 三 福岡市長

- 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者
- 五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三号までに掲げる者が協議して加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集し、その議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 8 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 9 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 10 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 11 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の部会に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。
- 12 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 13 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 14 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。
- 15 部会の運営その他必要な事項は、別に定めることができる。

(幹事会)

- 第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

- 第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房において処理する。
- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
 - 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
構成員名簿（案）

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
あ べ しん ぞう 安 倍 晋 三	内閣総理大臣	(会長)
いし ば しげる 石 破 茂	地方創生担当大臣	(会長職務代理者)
いし い けい いち 石 井 啓 一	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
お がわ ひろし 小 川 洋	福岡県知事	
たか しま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	
◇民間事業者等		
うり う みち あき 瓜 生 道 明	九州電力株式会社 代表取締役社長	
あお やぎ とし ひこ 青 柳 俊 彦	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	
にし むら まつ じ 西 村 松 次	株式会社九電工 代表取締役社長	
くら とみ すみ お 倉 富 純 男	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役副社長	
にし むろ たい ぞう 西 室 泰 三	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長	
えの もと いち ろう 榎 本 一 郎	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
か がわ ゆう じ ろう 加 川 裕 治 郎	西日本旅客鉄道株式会社 執行役員福岡支社長	新規追加
くろ き こう じ 黒 木 康 司	福岡地下街開発株式会社 代表取締役社長	新規追加
うる ま みち ひろ 漆 間 道 宏	株式会社博多ステーションビル 代表取締役社長	新規追加
まつ なが きよ てる 松 永 清 輝	株式会社朝日ビルディング 九州支社長	新規追加
まる やま やす はる 丸 山 康 晴	株式会社JR博多シティ 代表取締役社長	新規追加
◇独立行政法人		
かみ にし いく お 上 西 郁 夫	独立行政法人 都市再生機構 理事長	

氏 名	役 職 等	備 考
◇エリアマネジメント団体等		
あそ 麻 生 泰	福岡地域戦略推進協議会 会長	
たか 高 崎 繁 行	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
ほん 本 郷 譲	博多まちづくり推進協議会 会長	

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
会議構成員名簿（案）

（第4回 平成 27 年 12 月 15 日開催）

資料 5

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
さ さ き もと い 佐々木 基	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）	
す ず き ひろ ゆき 鈴 木 弘 之	国土交通省九州地方整備局 局長	
た け だ こう ぞう 竹 田 浩 三	国土交通省九州運輸局 局長	
◇地方公共団体		
や ま さ き た け のり 山 崎 建 典	福岡県副知事	
た か し ま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	（議長）
◇民間事業者等		
やくしんじ ひで おみ 葉真寺 偉 臣	九州電力株式会社 取締役常務執行役員	
ほん ごう ゆずる 本 郷 譲	九州旅客鉄道株式会社 専務取締役	
い し ば し か ず ゆき 石 橋 和 幸	株式会社九電工 取締役常務執行役員	
し み づ のぶ ひこ 清 水 信 彦	西日本鉄道株式会社 取締役執行役員	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役副社長	
そ だ たつ お 曾 田 立 夫	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役副社長	
えの もと いち ろう 榎 本 一 郎	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
か がわ ゆう じ ろう 加 川 裕 治 郎	西日本旅客鉄道株式会社 執行役員福岡支社長	新規追加
くろ き こう じ 黒 木 康 司	福岡地下街開発株式会社 代表取締役社長	新規追加
うる ま みち ひろ 漆 間 道 宏	株式会社博多ステーションビル 代表取締役社長	新規追加
まつ なが きよ てる 松 永 清 輝	株式会社朝日ビルディング 九州支社長	新規追加
くま がい ゆう じ 熊 谷 勇 治	株式会社 J R 博多シティ 取締役環境推進部長	新規追加
◇独立行政法人		
うち やま しょう こ 内 山 省 吾	独立行政法人 都市再生機構 九州支社長	

氏 名	役 職 等	備 考
◇エリアマネジメント団体等		
はし だ こう いち 橋 田 紘 一	福岡地域戦略推進協議会 都市再生部会長	
たか さき しげ ゆき 高 崎 繁 行	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか むら こう じ 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
はら まき よし ゆき 原 槇 義 之	博多まちづくり推進協議会 事務局長	

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
整備計画部会構成員名簿（案）
（平成 27 年 12 月 15 日部会設立時）

資料 6

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
さ さ き も と い 佐々木 基	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）	
す ず き ひろ ゆき 鈴 木 弘 之	国土交通省九州地方整備局 局長	
た け だ こう ぞう 竹 田 浩 三	国土交通省九州運輸局 局長	
◇地方公共団体		
やま さき たけ のり 山 崎 建 典	福岡県副知事	
たか しま そういちろう 高 島 宗一郎	福岡市長	
◇民間事業者等		
やくしんじ ひで おみ 葉真寺 偉 臣	九州電力株式会社 取締役常務執行役員	
ほん ごう ゆずる 本 郷 謙	九州旅客鉄道株式会社 専務取締役	
いし ばし かず ゆき 石 橋 和 幸	株式会社九電工 取締役常務執行役員	
し みず のぶ ひこ 清 水 信 彦	西日本鉄道株式会社 取締役執行役員	
ふる いち たけし 古 市 健	日本生命保険相互会社 代表取締役副社長	
そ だ たつ お 曾 田 立 夫	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役副社長	
えの もと いち ろう 榎 本 一 郎	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか 杉 山 博 孝	三菱地所株式会社 取締役社長	
◇独立行政法人		
うち やま しゅう ご 内 山 省 吾	独立行政法人 都市再生機構 九州支社長	
◇エリアマネジメント団体等		
はし だ こう いち 橋 田 紘 一	福岡地域戦略推進協議会 都市再生部会長	
たか さき しげ ゆき 高 崎 繁 行	天神明治通り街づくり協議会 会長	
なか むら こう じ 中 村 耕 二	We Love 天神協議会 会長	
はら まき よし ゆき 原 槇 義 之	博多まちづくり推進協議会 事務局長	

福岡都心地域都市再生緊急整備協議会
都市再生安全確保計画部会構成員名簿（案）

（平成 27 年 12 月 15 日部会設立時）

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
か の まさ と 鹿 野 正 人	内閣官房地方創生推進室 参事官	
ゆ り くさ まさ と 百 合 草 真 人	国土交通省九州地方整備局建政部 都市・住宅 整備課長	
しゅ どう ゆう いち ろう 首 藤 郁 一 郎	国土交通省九州運輸局鉄道部 計画課長	
◇地方公共団体		
た じま まこと 田 島 誠	福岡県総務部防災危機管理局 防災危機管理 課長	
しも だ ゆう じ 下 田 雄 治	福岡県警察本部警備部 警備課長	
かわ の のぶ ひさ 河 野 修 久	福岡県警察本部交通部 交通規制課長	
ふじ た みつ たか 藤 田 三 貴	福岡市市民局 防災・危機管理部長	
たて いし しげ き 立 石 茂 喜	福岡市住宅都市局 総務部長	
やま した しゅう せい 山 下 周 成	福岡市消防局 警防部長	
ほそ かわ ひろ ゆき 細 川 浩 行	福岡市交通局 総務部長	
◇民間事業者等		
なが くら た いち ろう 永 倉 太 一 郎	九州電力株式会社 福岡電力センター設備管理 グループ副長	
なか た ひで ひろ 中 田 英 宏	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター業務運営 部 配電運営グループ 副長	
しゅ どう のり ゆき 首 藤 憲 幸	九州電力株式会社 福岡支社企画・総務部 総務 グループ長	
ひさ だ いく お 久 田 郁 男	九州旅客鉄道株式会社 総務部担当部長	
よし だ りょう 吉 田 亮	西日本鉄道株式会社 総務広報部庶務課長	
なか むら まさ ひこ 中 村 政 彦	西日本旅客鉄道株式会社 新幹線管理本部福岡支社 総務企画課長	
うえ ぞの しょう いち 上 園 正 一	福岡地下街開発株式会社 管理部長	
しげ みず かず や 重 水 和 八	株式会社博多ステーションビル 管理部長	
いの うえ なお とし 井 上 尚 敏	株式会社朝日ビルディング 九州支社副支社長	
わた じま ひろ じ 綿 島 廣 二	株式会社 J R 博多シティ 環境推進部担当部長	

氏 名	役 職 等	備 考
◇エリアマネジメント団体等		
いし まる しゅう へい 石 丸 修 平	福岡地域戦略推進協議会 事務局長	
ほり え ひろ しげ 堀 江 広 重	天神明治通り街づくり協議会 事務局長	
いい だ ひろ ゆき 飯 田 浩 之	We Love 天神協議会 事務局長	
はら まき よし ゆき 原 槇 義 之	博多まちづくり推進協議会 事務局長	

○福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約 平成 24 年 3 月 28 日</p> <p>（設置） 第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。</p> <p>（目的） 第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画及び法第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</p> <p>（協議会の構成） 第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長 二 福岡県知事 三 福岡市長 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等</p> <p>（協議会の会長） 第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。</p> <p>（会議の構成） 第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。</p>	<p style="text-align: center;">福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約 平成 24 年 3 月 28 日</p> <p>（設置） 第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。</p> <p>（目的） 第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</p> <p>（協議会の構成） 第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長 二 福岡県知事 三 福岡市長 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等</p> <p>（協議会の会長） 第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。</p> <p>（会議の構成） 第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。</p>

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、**会議**の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長

二 福岡県知事

三 福岡市長

四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者

五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三号までに掲げる者が協議して加えることとした者

3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集し、その議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

8 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

9 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。

10 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

11 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の部会に出席する構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合にお

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長

二 福岡県知事

三 福岡市長

四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者

3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。

4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。

8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。

10 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

いては、その構成員は出席したものとみなす。

- 12 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 13 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 14 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。
- 15 部会の運営その他必要な事項は、別に定めることができる。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、会議、又は部会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房において処理する。

2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。

3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、会議、又は部会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。

3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年3月28日から施行する。